

令和5年5月10日

保護者様

佐賀県立鹿島高等学校長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症へ移行後の対応について

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日にインフルエンザ等と同じ5類感染症に変更されました。

また、学校における対応について、令和5年5月2日付けで佐賀県教育委員会から通知が出されました。これらを踏まえ、本校での対応を下記のとおりとします。

記

1 事態に大きな変化がない限り、生徒及び教職員についてマスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、次の場合はマスクの着用を推奨します。

- 生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、出席停止後、発症から10日を経過するまで。
- 混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面。

2 生徒本人が感染した場合は、以下の期間を出席停止とします。また、登校しないことに合理的な理由があると判断的できる場合にも出席停止とする場合がありますが、家族等が感染・発症した場合であっても生徒本人の感染・発症がない場合は出席停止とはしません。

○ 出席停止の期間

症状(発熱、咳、咽頭痛、鼻水など)が出始めた日の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでの期間。

※症状の軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸症状が改善傾向にあることをいう。

3 万一、欠席や出席停止となった場合などには授業のオンライン配信を行います。そのため、学習用PCは毎日持ち帰るようご家庭でもご指導ください。また、家庭内でもインターネット環境に確実に接続できることをご確認ください。